

内閣府からの協力依頼を受けて、教育委員会・学校等に対し、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた避難所運営について、地方公共団体の防災担当部局等から協力要請があった場合には、これに応じて連携していただくよう依頼するもの。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 24 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各国公私立大学法人学校安全担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文 部 科 学 省 総 合 教 育 政 策 局
男女共同参画共生社会学習・安全課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参 事 官 （ 施 設 防 災 担 当 ）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知）

平素より、当省の安全教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

この度、内閣府から文部科学省に対し「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」の周知について、別紙のとおり協力依頼がありました。

避難所の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局や福祉担当部局等（以下「防災担当部局等」という。）が責任を負うものです。しかしながら、これまでの大規模災害の経験を踏まえれば、発災直後に市町村の防災担当部局等が避難所運営の十分な体制を整えることが困難であること等もあり得ます。そのため、発災から一定期間は学校の教職員が施設管理という点も

踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想されますが、教職員が避難所運営に協力し、円滑に防災担当部局等又は住民の自主運営へと移行すれば、早期の学校再開につながり、児童生徒等が日常生活をいち早く取り戻すことができます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、内閣府から各地方公共団体の防災担当部局等に対し、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意点等が示されております（別紙）。今後これに基づいて各地方公共団体において防災担当部局等を中心に対応が進められると考えられます。

教育委員会及び学校は、防災担当部局等を中心とした体制の下、学校が避難所となった場合における、あらかじめ備えるべき施設設備の整備、感染症に対応するためのマスク、消毒液等の衛生用品やパーティション等の備蓄スペースの確保、教室の活用を含めた学校施設の利用方法等の調整について、防災担当部局等と連携して対応いただきますようお願いいたします。

夏期においては、避難所における熱中症防止も必要と考えられ、必要な物資等（扇風機・移動式エアコン等）の整備についての検討が必要になる可能性があることから、教育委員会及び学校は、学校の空調設備の整備状況について、必要に応じて情報提供するなど、防災担当部局等に協力いただけますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公私立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【問合せ先】

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線 2670）03-6734-2670（直通）

<避難所となる学校施設の整備について>

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災支援係
電話：03-5253-4111（内線 2239）03-6734-3184（直通）

事 務 連 絡

令和2年6月18日

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（避難生活担当）

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」の協力依頼について

平素より、防災に関する施策の推進に御協力いただき、御礼申し上げます。

内閣府においては、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっていることから、都道府県防災担当主管部局長・衛生主管部局長等宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）及び「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日付け府政防第1262号他）等を発出し、災害発生時における避難所運営に係る留意事項等について通知したところです。

多くの学校施設については、教育活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たします（全国の指定避難所のうち約4割が学校です。）。貴省におかれては、当該通知等の内容について、学校が避難所となる際の新型コロナウイルス感染症対策を防災担当部局等が講じるにあたって、教室を避難所として使用することを含め、各教育委員会等と学校に御協力を依頼していただけるようお願い致します。

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

赤司、長谷川、秋吉

TEL 03-3501-5191（直通）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

ー避難所となる学校に関係するものー

○避難所に係る各種ガイドライン等の中で感染症対策を周知

手洗い・うがいの励行、マスクの着用、医師・看護師等の巡回・派遣体制の確保など、避難所において必要な感染症対策を講じるよう自治体に対して周知。

○避難所における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項等について周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について
(令和2年4月1日付け 内閣府、消防庁、厚生労働省連名通知)

通知 URL : <http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

- ー 通常時の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設
- ー ホテルや旅館の活用等の検討
- ー 避難者に対する手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底
- ー 避難所内の換気や十分なスペースの確保

○4月7日緊急事態宣言を踏まえ、4月1日付け通知の内容を補充する留意事項について周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について
(令和2年4月7日付け 内閣府、消防庁、厚生労働省連名事務連絡)

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

- ー 親戚や友人の家等への避難の検討
- ー 自宅療養者等の避難の検討
- ー 避難者の健康状態の確認
- ー 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保
- ー 発症者への対応

○昨年の災害の検証を踏まえ、出水期に向け取り組みを進める「避難の理解力向上キャンペーン」の通知において、適切な避難行動に関して周知

(令和2年4月21日付け 内閣府、消防庁連名通知)

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_campaign.pdf

現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について、一層住民の理解を促すことについて周知

○新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則であることや避難において知っておくべき5つのポイント等を示したチラシを、地方自治体を通じて周知 (令和2年5月15日 内閣府、消防庁)

通知 URL : <http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

○避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料として、健康な者や発熱・咳等の症状が出た者等の動線や滞在スペースのレイアウトの例等を周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について
(令和2年5月21日付け 内閣府、消防庁、厚労省連名通知)

通知 URL : <http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>

○避難所における備蓄のうち新型コロナウイルス感染症関係で必要となる物資等に要する費用に対する国の支援について周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について（令和2年5月27日付け 内閣府、消防庁連名通知）

通知 URL : <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/keihi.pdf>

○新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施を推進するガイドラインを自治体に対して周知

- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて（令和2年6月8日付け 内閣府、消防庁、厚労省連名通知）

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf

○「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和2年5月21日付け 内閣府、消防庁、厚労省連名通知）のレイアウト例等について、更に検討を進め、内容を更新した上で改めて周知

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について（令和2年6月10日付け 内閣府、消防庁、厚労省連名通知）

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/0610_corona.pdf

○自宅療養者等の避難の検討や、避難者の健康状態の確認、避難所の衛生環境の確保等に関する（留意事項に係る）取扱いについて、Q & A（第1版）を作成し、自治体に対して周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第1版）について（令和2年6月10日付け 内閣府、消防庁、厚労省、観光庁連名通知）

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA.pdf

○十分なスペースの確保、避難所全体のレイアウト・動線等、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて解説したオンライン動画を作成し、避難所運営に際して参考としていただくよう、自治体に対して周知

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第一版）について（令和2年6月15日付け 内閣府、消防庁連名）

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_hinanjo_point_movie1.pdf

動画 URL : <http://www.bousai.go.jp/coronam.html>

○これまでに発出した通知・事務連絡で示した留意事項等を一つの資料にとりまとめたポイント集を作成し、自治体に対して周知

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】

掲載 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf